

公共事業再評価調書(再々評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般県道 高野西里線道路改築事業		前再評価年度：平成15年度	
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県 (H6~H19)		
	事業箇所：宮古島市	根拠法令：道路法 事業期間：H6~H23		
	総事業費(百万円)：(4,905) 5,246	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=6.0Km W=32.5m,21.0m,14.0m
一般県道高野西里線は、宮古島市の郊外部を東西に横断し、主要地方道保良西里線と国道390号を結び、宮古空港へのアクセス機能を有する重要な路線である。 宮古島では南岸地域の開発やトゥリパー地区の開発など、交通量が年々増加しているが、現道は6m程度の歩道のない道路で道路構造令の規格を満たしておらず、将来交通量に対応出来ない状態である。 当該路線の拡幅整備により、空港へのアクセス機能の強化・特色ある景観を形成し、リゾート観光産業の振興や地域活性化を支援するものである。				
1-2前再評価以降の計画変更	総事業費の増について、当初計画時より岩掘削が多かったため工事費の増となっている。 事業期間の延伸については、未相続用地や相続人の所在不明などにより、契約を締結するのに時間を要したため。 土地改良地域の幅員について、歩道幅員を縮小して総幅員16m→14mとしている。			
2 再評価該当項目	■ ① 再評価後一定期間(5年)を経過 □ ② 事業の中止 □ ③ その他()			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	■ ① 用地取得の困難 □ ② 調査・設計の困難 □ ③ 事業の拡大 □ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題 □ ⑥ 他事業との関係 □ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間 ■ ⑨ その他(土地改良事業との関係) 共有地の相続未登記で権利者が多数存在し、契約を締結するのに時間を要している。 又、本路線に隣接して土地改良事業が行われており、同時施工する必要がある。			
4 事業の進捗状況 (H20.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	5,246	6.0	135.0
	実施済	4,806	5.0	133.0
	率	92%	84%	99%
4-2前再評価以降の主な進捗	相続人が未確定の箇所(7筆)以外については、全て用地買収が済んでいる。未買収の7筆についても土地収用法に基づく取得の手続きを進めている。			
5 事業効果の評価指標 (検討年40年) (基準年H20) (単位:百万円)	① 走行時間短縮	36,411	① 事業費	5,246
	② 走行経費低減	80	② 維持管理費	600
	③ 交通事故減少	400		
	総便益	36,891	総費用	5,846
	基準年換算(B)	16,252	基準年換算(C)	7,266
	費用便益比(B/C)=	16,252 / 7,266 =	2.2	
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済：平成17年10月には旧5市町村が合併により宮古島市が誕生した。市の第1次宮古島市総合計画の基本目標「快適な暮らしを支える生活基盤の整った島」で交通ネットワークの機能向上からも空港に直結している本路線の整備は重要である。 ② 地元・自治体：平成20年7月に、宮古島市から県道高野西里線の整備促進についての要請が出された。 ③ 利害関係者：未買収用地の7筆について、共有地の相続未登記や行方不明者等により権利者の確定が困難な状況であり、土地収用法に基づく取得の手続きを進めている。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線は周辺に博物館・植物園があり、地域住民の文化学習の場、貴重な観光資源となっていて、そのアクセス機能の強化を図るには有効であることから、宮古島の東西を結び、比較的開発が遅れている東海岸側の地域振興を支援する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該計画道路は、生活道路としての利便性・安全性の確保や、観光支援道路としてのアクセス機能の向上のため、現道拡幅により実施しており、用地取得率も約99%に達しているため、現計画の推進が効率的である。 又、前回の再評価での委員の意見を反映し、土地改良区では歩道幅員を縮小してコスト縮減を図っている。 ③ 事業効果の発現状況： 既に拡幅整備された国道390号から平良城辺線までの区間において、円滑な車両通行により移動時間短縮・交通安全が確保され、また、ゆとりある歩道空間の創造により歩行者の安全が確保されると共に、ジョギングやサイクリングで親しまれている。			
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係：相続人が未確定の7筆については、任意交渉と並行して土地収用法に基づく取得の作業を進めている。 ③ 執行体制等：現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	■ ① 事業継続(現計画) □ ② 事業継続(見直し) □ ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	両側歩道については、あった方がいいと思うが、歩道幅員については時流にあった(幅員縮小)見直しが必要。			

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画